

(作為的相場形成)

適用例 :ヘッジ取引を行う過程で行われた作為的相場を形成させるべき取引

< 事例 >

東証の終値による引値保証取引を受託しており、その受渡価格の評価日において、以下の発注を行ったもの。

14時59分頃から大引けにかけて、価格の上昇がほぼ確実と予想されるような著しく過大な数量の株数について成行及び引け条件を付した成行の買付注文を東証に発注した。

主たる取引所が大証である銘柄について、14時56分頃から大引けにかけて、小口の成行の買付注文を連続して東証に発注するとともに、大証での直近約定価格に一定割合を上乗せした指値の買付注文を、上乗せ率を大引けにかけて徐々に引き上げながら連続して東証に発注した。

< 論点 >

上記事例のように、証券会社が引値保証取引等を受託する場合、ヘッジ取引を行うことが一般的であるが、このようなヘッジ取引を行うような状況であっても作為的相場形成(証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第3号)にあたると思われるか。

< 判断内容 >

ヘッジ取引を行うような状況であっても、本件事例のように、価格の上昇がほぼ確実と予想されるような成行又は指値による買付注文を反復・継続している又はオーバーヘッジ(必要な数量を超えた買付けの発生を前提にした買付け)が行われている等、市場の状況、発注数量、発注時刻等に鑑みて人為的な価格形成目的の取引と判断されるならば、同号は適用されると考えられる。